

# 国立市地域包括ケア計画

第10期国立市介護保険事業計画

第8次国立市高齢者保健福祉計画

第1次国立市認知症施策推進計画 2027

令和9(2027)年度～令和11(2029)年度

～サブタイトル～

令和9(2027)年3月

国立市

目次

はじめに

# 第1章 計画策定の背景と目的

## 1. 計画の目的

国立市では、令和6年3月に策定した地域包括ケア計画（第9期介護保険事業計画・第7次高齢者保健福祉計画）（以下、「前期計画」という。）のもと、以下の4つを目標とし、国立市の地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

＜前期計画における地域包括ケアシステムの目標＞

- ①その人らしい生きがいを大切にできる
- ②社会参加の機会を活かしつながりをもてる
- ③1人暮らしでも安心して生活できる
- ④医療・介護が必要になっても住み続けられる

このたび、計画期間が満了することから、国の第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針等も踏まえて、あらたに令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とする国立市地域包括ケア計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

前期計画の期間中の 2025 年は、介護保険制度がはじまって四半世紀の年であるとともに、世代別人口の最も多い“団塊の世代”が 75 歳を迎える年であり、地域包括ケアシステム構築の目標としてきた年でした。この節目の年を乗り越え、高齢者施策は、次の段階に入ろうとしています。国立市では、本計画を新たな25年を見据えた嚆矢として位置づけ、国立市の地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進、介護保険制度の円滑な実施、高齢者福祉施策の一層の増進を目指して、今後の市における高齢者施策の方針を示すことを目的として策定します。

## 2. 計画の位置づけ

### (1)根拠法令等

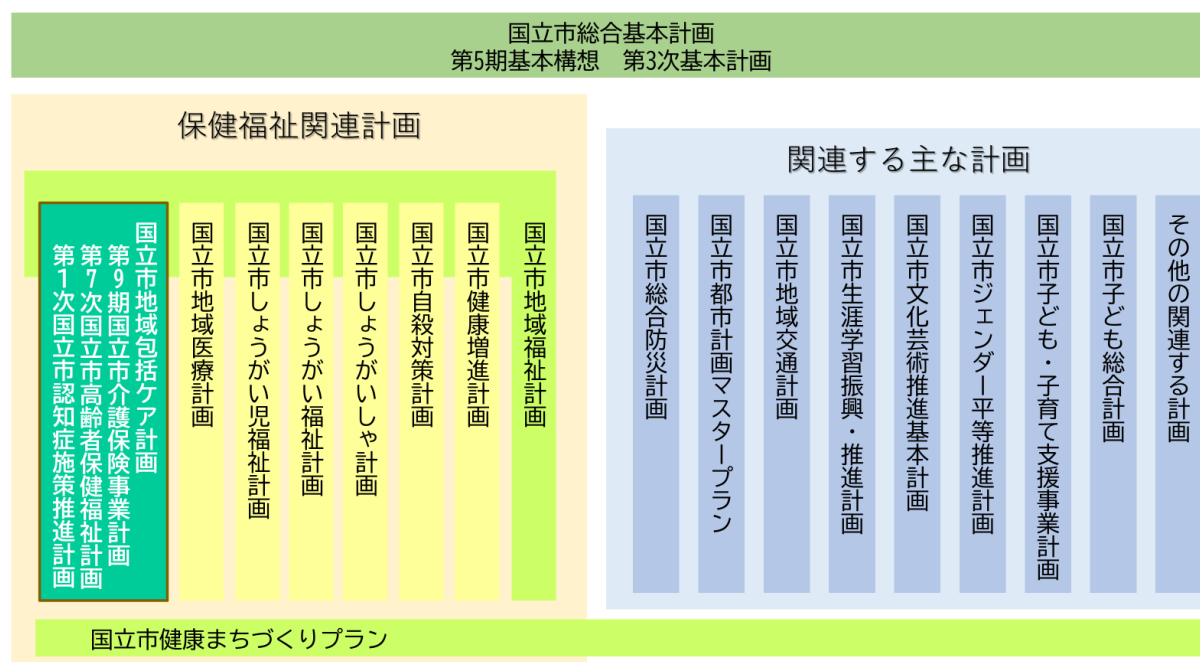
高齢者福祉の分野においては、介護保険制度に基づく諸施策と福祉保健施策の一体的、総合的な推進が必要であることから、本計画は「市町村介護保険事業計画」と「市町村老人福祉計画」を一体のものとします。また、令和5年の認知症基本法の制定に伴い、市町村に策定が求められている「市町村認知症施策推進計画」についても本計画に含むこととし、3つの計画を一体のものとします。

| 計画名                               | 根拠法令                          |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| 市町村介護保険事業計画<br>(第10期国立市介護保険事業計画)  | 介護保険法第117条                    |
| 市町村老人福祉計画<br>(第8次国立市高齢者保健福祉計画)    | 老人福祉法第20条の8                   |
| 市町村認知症施策推進計画<br>(第1次国立市認知症施策推進計画) | 共生社会の実現を推進するための認知症基本法<br>第13条 |

## (2) 関連計画との関係

本計画は、「国立市総合基本計画」の理念に沿い、福祉の各分野に共通する方向性を定める「国立市地域福祉計画」や、各計画の施策と連携して健康なまちづくりを進める「国立市健康まちづくりプラン」、また「国立市地域医療計画」等、他の行政計画と整合性を図って策定し、推進していきます。

図表 1 関連計画との関係



| 主要な関連計画の名称                     | 当該計画の基本理念等         |                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国立市総合基本計画<br>(第5期基本構想・第3次基本計画) | 第5期基本構想の目標         | 学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち<br>培い育み続けるまち 文教都市くにたち                                                                                                                               |
|                                | 第3次基本計画で実現すべき目標    | ともに支え合い、活力とチャンス・魅力にあふれる 持続可能なまちへ リニューアル                                                                                                                                   |
| 国立市第三次地域福祉計画                   | 基本理念               | だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる                                                                                                                                                      |
| 国立市健康まちづくりプラン                  | 健康まちづくりを通じて目指すまちの姿 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりの可能性が尊重される</li> <li>・選択・参加が自由にできる</li> <li>・自分らしく充実した生活ができる</li> <li>・市民が相互に良い影響を与え合う</li> </ul><br>市民一人ひとりが可能性を高め きらりと輝けるまち |

### 3. 計画の期間

計画の期間は、本計画に含まれる市町村介護保険事業計画が、3年を1期として定めることとされているため(介護保険法第117条第1項)、これに沿って令和9年度～令和11年度の3年間とします。

図表 2 計画の期間

